

閲覧の利用条件及び注意事項について

(利用許諾の基準)

- 1, 収蔵品の利用は、次のすべての条件を満たす場合にのみ、許可します。
 - (1) 利用者が、本会の定める手続を踏み、利用条件を遵守すること。
 - (2) 利用者が、本会が定める定款等を遵守しない等の問題がないこと。
 - (3) 収蔵品が、利用に堪える状態にあること。
 - (4) 収蔵品が、個人のプライバシーや人権を著しく侵害するおそれがないこと。
 - (5) 収蔵品の利用が、本会の業務に支障をきたさないこと。
- 2, 利用者が本会の定款等に違反した場合、本会は収蔵品の利用を許可しません。

(利用条件)

- 1, 本会は、次の条件により、収蔵品の閲覧を許可します。
 - (1) 閲覧を希望する収蔵品が、閲覧に供することが可能であること。
 - (2) 希望者が、研究目的の明瞭な研究者であること。
 - (3) 希望者が、古典籍及び美術品の取り扱いができる者であること。
 - (4) 希望者が、本会が定める定款等を遵守しない等の問題がないこと。
- 2, 希望者が研究目的の明瞭な研究者、及び古典籍及び美術品の取り扱いができる者であるかを確認するため、研究論文の提示、推薦状の提出等を求めることがあります。
- 3, 本規則に違反した場合、本会は今後の申し込みに対して閲覧利用を許可しません。
- 4, 収蔵品が閲覧に堪えられない場合は、保存のため、複製での閲覧を優先します。
- 5, 古典籍及び美術品の取り扱いができないと判断した場合は、複製での閲覧を優先します。
- 6, 複製とは、収蔵品を撮影したフィルム、紙焼写真及び複製品です。

(注意事項)

閲覧の際は、以下のことに注意して下さい。

- 1, 本会から事前に説明のあった指示や注意事項に従う。
- 2, 収蔵品及び複製の取扱いに注意する。
- 3, 閲覧者が古典籍及び美術品の取り扱いができないと本会が判断した場合は、複製での閲覧とし、複製がない場合は閲覧を中止する。
- 4, 閲覧日に、申込者本人であることを確認するため、本人確認証（職員証、学生証、名刺、運転免許証等）を持参する。
- 5, 閲覧室に持ち込むことができるものは、原則として、閲覧に必要な書類、参考書籍及び筆記帳のみとする。これら以外の道具や機器の使用を希望する場合は、事前に相談し許可を得る。
- 6, カメラ、パーソナルコンピュータ、携帯電話は、閲覧室に持ち込まない。
- 7, 閲覧時間は、午前10時から午後4時までとする。
- 8, 正午から午後1時までは、新たな出納を行わない。
- 9, 写真複写を希望する場合は、午後3時半までにその旨を申し出る。
- 10, 緊急事態が発生した場合は、予告なく閲覧を停止する。
- 11, 収蔵品を汚損、毀損した場合は、本会で指定する相応の損害を賠償する。

以上